

平成29年度会計予算(案)

(収入の部)

項 目	前年度予算額	本年度予算額	差 引 増 減	備 考
前年繰越金	19,489 円	20,726 円	1,237 円	
年 会 費	650,000 円	650,000 円 (130人)	0 円	5,000円×130人=650,000円
利 息 等	11 円	14 円	3 円	利息
寄 付 金	0 円	0 円	0 円	
計	669,500 円	670,740 円	1,240 円	

(支出の部)

項 目	前年度予算額	本年度予算額	差 引 増 減	備 考
OB会事業費	50,000 円	50,000 円	0 円	県協会登録費・ホームページ維持費
トライ製作費	150,000 円	150,000 円	0 円	トライ印刷費、原稿料
事務・通信費	100,000 円	100,000 円	0 円	郵送料、手数料等
消耗品費	20,000 円	20,000 円	0 円	封筒代、振替票印刷代等
会 議 費	5,000 円	5,000 円	0 円	
慶弔・交際費	10,000 円	10,000 円	0 円	
現役助成金	300,000 円	300,000 円	0 円	
記念事業積立	30,000 円	30,000 円	0 円	
予 備 費	4,500 円	5,740 円	1,240 円	
次年度繰越	0 円	0 円	0 円	
計	669,500 円	670,740 円	1,240 円	

膳所高校ラグビー班OBクラブ 平成29年度 役員名簿 (案)

浦一貴 (H1)

会 長	松田 剛	H2	幹 事	田中 隆介	S28	野村 互	H3
副 会 長	山下 昌宏	H1	"	中西 昭	S32	丸市 直之	H6
"	村上 元三	H4	"	荒木 光男	S35	北島 裕也	H9
事務局 長	西田 典生	H2	"	堀井 三広	S40	澤田 明人	H10
副事務局 長	松田 洋行	H2	"	川田 幸男	S44	木下 裕介	H15
事務局 員	井上 輝政	H2	"	小野田 昭英	S48	藤森 啓希	H20
会 計	前田 保男	H2	"	宇野 正純	S52	中山 暢	H22 22
会計 監 査	船橋 孝典	S56	"	船橋 寛明	S54	中村 顕	H24 25
"	中西 大輔	S54	"	金子 聡	S58	木下 信一朗	H26 27
監 事	荒木 幹雄	S28	"	松田 亮	S61		
"	橋本 康雄	S43	"	青木 敏	S63		
			"	浦 一 貴	H1		

年 度 委 員

近藤 修功氏 柴田 茂樹氏

S26	和田 弥兵衛	S42	神野 富雄	S58	波田 晋一	H11	中島 宏樹
S27	田中 正夫	S43	新川 均	S59	星野 忠夫	H12	高月 浩司
S28	田中 隆介	S44	川田 幸男	S60	石川 智康	H13	貝増 亮彦
S29	田谷 豊	S45	平元 文雄	S61	松田 亮	H14	小川 晋平
S30		S46	川那辺 敬之輔	S62	平井 剛	H15	木下 裕介
S31	八田 収	S47	高月 浩照	S63	青木 敏	H16	入江 将裕
S32	中西 昭	S48	小野田 昭英	H 1	上野 博也	H17	泰地 哲司
S33	高野 克男	S49	井上 亮治	H 2	松田 剛	H18	柳生 英希
S34	安永 憲雄	S50	磯田 典理	H 3	福田 卿也	H19	岸部 哲也
S35	的場 政夫	S51	川崎 光彦	H 4	松山 善彦	H20	藤森 啓希
S36	増淵 勇	S52	宇野 正純	H 5	高橋 誠	H21	知野見 哲司
S37	北野 清志	S53	脇坂 満	H 6	大江 悟史	H22	中山 暢
S38	山岡 三四士	S54	高野 昭次	H 7	松田 亮一	H23	桐畑 達郎
S39		S55	竹村 雅人	H 8	永井 崇文	H24	市川 弥拓
S40	堀井 三広	S56	船橋 孝典	H 9	北島 裕也	H25	中村 顕
S41	駒井 久夫	S57	南池 直樹	H10	澤田 明人	H26	竹田 将克
						H27	木下 信一朗
						H28	大森 新

村上元三氏

膳所高校ラグビー部OB倶楽部規約

第1条〔名 称〕

本会は、膳所高校ラグビー部OB倶楽部と称する。

第2条〔事務局〕

本会の事務局は、会長が指定する。

第3条〔目 的〕

本会は、会員相互の親睦を厚くすると共に、会員と膳所高校ラグビー部との関係を密にして、これを後援指導することを目的とする。

第4条〔事 業〕

- (1) 本会は、前条の目的を達成するために、必要な諸事業を企画実行する。
- (2) 膳所高校ラグビーOBチームを編成し、各種大会に参加する。
- (3) 本会は、財務管理委員会を置く。

第5条〔会員資格〕

本会の、会員たる資格を有するものは、次のとおりとする。

- (1) 膳所高校ラグビー部の出身者
- (2) 幹事会の承認を得た者

第6条〔役 員〕

本会の役員は、次のとおりとする。

会 長	1名
副 会 長	3. 2 名
幹 事	若干名
会 計	1名
監 事	2名
会計監査	2名

第7条〔役員を選出〕

役員は、幹事会で選定し、総会の承認を必要とする。

第8条〔任 期〕

役員任期は、1年を原則とし、再任を妨げない。

事情により、退任する場合は、会長が後任を任命できる。

第9条〔運 営〕

- (1) 本会の運営は、通常、幹事会が行う。
- (2) 本会は、1年1回、総会を開催する。また、必要に応じて、会長が臨時総会を招集することができる。

第10条〔会 計〕

- (1) 本会の会計は、会費及び寄付金でまかなう。
- (2) 本会の会計年度は、毎年、4月1日より3月31日までとする。

第11条〔会員の義務〕

会員は、本会の諸事業に対し責任を持ち、会費を支払う義務を負う。
なお、金額については、総会でこれを定める。

第12条〔規約の改正〕

本会の規約の改正は、総会により決定される。

第13条〔その他〕

本会の規約に定めのないものについては、幹事会において決定することができる。

附 則

1. 本会の規約は、1975年（昭和50年）1月3日より発効する。
2. 本会の規約の一部を改正する。
昭和63年 5月22日
平成 元年 1月21日
平成 3年 1月20日
平成16年 4月18日
3. 会費は、年会費とし、一般・学生とも5,000円とする。
4. 会員は、その住所、氏名、職業等に変更があった場合には、ただちに事務局に通知しなければならない。

膳所高校ラグビー班OB倶楽部財務管理委員会規約

〔目的〕

本会は、特別事業の余剰金を基金として、将来の記念事業など特別事業の円滑な執行資金として、管理することを目的とする。

〔責務〕

本会の基金は、委員会の総意と責任において、有効に管理しなければならない。

〔役員〕

本会の役員は、総会において会員より次のとおり選出し、任期は1年とするが、再選は妨げない。

(1) 委員長 1名

(2) 委員 若干名

〔会議〕

本会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

〔報告〕

本会の状況は、総会等の場において、必要に応じ報告しなければならない。